

岩手県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	総合花巻病院訪問看護ステーションこっぼら	花巻市東和町土沢1区25番地1 コーポ山久1-3号室	花巻市東和町土沢8区115番地	平成23年10月3日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	総合花巻病院訪問看護ステーションこっぼら	花巻市東和町土沢1区25番地1 コーポ山久1-3号室	花巻市東和町土沢8区115番地	平成23年10月3日